

令和3年度木津川市放課後児童クラブ入会案内

木津川市教育委員会学校教育課学務係
TEL：0774-75-1230(直通)

1. 児童クラブの趣旨

保護者や家族が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを通して、児童の心身の健全な育成を図る施設です。

2. 対象となる児童

- (1) 木津川市内に住所を有する小学校1年生～6年生で、昼間帰宅しても保護者（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む、すべての世帯員）の就労等により、適切な保育を受けられない児童
- ① 保護者等が就労等の理由により、**週4日（又は月16日）以上かつ児童クラブ開所時間である午後1時～6時の間、自宅に不在である児童**
 - ② 保護者等が病気又は看護等により、家庭で適切な保育を受けられない児童
 - ③ 保護者が出産前後のため、家庭で適切な保育を受けられない児童
(入会期間は出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで)
- (2) 木津川市内に住所を有しない児童であっても、保護者の勤務先もしくは通学先が木津川市内であれば対象となります。

3. 入会手続について

- (1) 新年度（4月）からの入会



一斉申込受付期間内に受理した申請を優先し、入会調整を行います。

《直接提出の場合》

一斉申込受付期間中に学校教育課又は児童クラブに必要書類を提出してください。

受付場所	一斉申込受付期間と日時
学校教育課 (市役所2階)	受付期間：令和2年10月20日(火)～26日(月)
	20日(火)～23日(金) 午前8時30分～午後5時15分
	24(土)・25日(日) 午前9時00分～正午
児童クラブ	26日(月) 午前8時30分～午後5時15分
	20日(火)～26日(月)のうちの平日 午後1時00分～午後6時00分

※一斉申込期間中は、令和3年4月からの入会希望の申込みのみ受付します。

※入会申込みは年度毎の申込みが必要となりますのでご注意ください。

《郵送提出の場合》

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

送付先	受付期間
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9 木津川市教育委員会 学校教育課学務係	10月20日(火)～26日(月) ※10月26日消印有効

- (2) 令和3年度途中の入会

入会希望日の1か月前から7日前までに、学校教育課に必要書類を提出してください。

【入会申請にあたっての注意事項】

- ・必ず、保護者の方が申込みを行ってください。
- ・児童クラブ受付分については、学校教育課で内容審査を行い、後日申請書の内容について確認の連絡をさせて頂く場合があります。
- ・書類に不備がある場合や、入会条件を満たしていない場合は受付できません。
- ・使用料に未納がある方は、入会申込みをされるまでに納入してください。未納がある方は、入会申込みをされても申込書を返却し、入会をお断りします。

4. 入会手続に必要な書類

入会手続に必要な書類は、次の（１）から（３）の書類です。（１）と（２）の書類については、ホッチキス留め（左上１か所）をしてご提出ください。

詳細については、６ページの一覧表をご覧ください。

（１）児童クラブ入会申請書

児童１人につき、それぞれ１部提出してください。
記載例は７ページ以降にあります。

（２）保育を必要とする証明（申立）書

（申込日の３か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効）

※同居する世帯員（１８歳以上６５歳未満で世帯分離をしている方を含む）、
すべての方の証明（申立）書が必要です。

※きょうだいで同時申し込みの場合はどちらかに原本を添付し、もう片方にはコピーを添付してください。添付がない場合は受付できません。

（３）口座振替納付依頼書



5. 入会決定

（１）新年度（４月）からの入会

一斉申込受付期間内に申請された方は審査のうえ、令和３年１月下旬（予定）に入会決定通知書をお送りします。

（２）令和３年度途中の入会

受付順に審査し入会決定通知書をお送りします。

※待機児童が発生した場合、低学年・ひとり親家庭等を優先し審査します。

6. 開所時間及び閉所日

区分	通常利用	延長利用（有料）
平日	下校時～18:00	18:00～19:00
長期休み、振替休日	8:00～18:00	
土曜日（登録制）	8:00～18:00	—
日曜、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）、学校行事（運動会等）のため長時間在校の日は児童クラブは閉所となります。		

※保護者の方の仕事等が終わられましたら、速やかにお迎えをお願いします。

※開所時間内のお迎えを厳守し、困難な場合には、ファミリー・サポート・センター制度の活用もご検討ください。

お問い合わせ先：木津川市社会福祉協議会（TEL 0774-71-9559）

※習い事等により児童1人で帰宅する必要がある場合は、児童1人で帰宅する同意書の提出が必要です。

※児童が児童クラブから一度退出した場合又は学校から自宅等へ一度帰宅した場合は、再通所による児童クラブへの入室は認めておりません。

7. 土曜日の開設

土曜日の利用には、「土曜日出席登録書」の提出が必要です。各児童クラブで定められている提出締切日までに児童クラブへ提出してください。

保護者の方が土曜日の勤務がない場合は登録できません。勤務されていない日はご家庭での保育をお願いします。

なお、土曜日は出席児童が0名となった時点で、閉所となります。(電話は留守番電話での対応となります。)

8. 臨時閉所

次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

①天気予報で「京都府南部」「山城南部」に特別警報又は警報(以下、「警報等」といいます。)が発令された場合(木津川市が含まれているとき)

	警報等の状況		対応
	時間帯	発令状況	
小学校休校日 (土曜日、長期休み、振替休日等)	午前7時現在	警報等発令	自宅待機
	午前7時45分まで	警報等解除	開所
		警報等が解除されない	閉所
児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡、児童帰宅後に閉所	
小学校開校日 (平日)	午前9時まで	警報等が解除されて学校がある場合	開所
		警報等が解除されず学校が休校となる場合	閉所
	小学校授業中	警報等発令	学校指導のもと下校、閉所
	児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡、児童帰宅後に閉所

②災害、新型コロナウイルス感染症等発生の場合

※新型コロナウイルス感染症発生時等の対応については、市ホームページ等をご覧ください。

③木津川市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

状況	対応
地震発生により小学校が臨時休校となった場合	閉所
開所中に「震度5弱」以上の地震が発生した場合	状況に応じて、保護者のお迎えまで所定の避難場所にて待機

※気象庁の発表は、「木津川市〇〇町(地域ごと)」となる場合がありますが、市内のどこか1つの地域でも「震度5弱」となれば、上記の対応とします。

9. 使用料・延長利用料

(1) 児童クラブ使用料及び延長利用料は下記のとおりです。

区分	使用料	延長利用料
1人目の児童	6,000円	児童1人につき100円/30分 ※午後6時となった時点で延長料金が発生します。 ※減額、免除はありません。
2人目以降の児童	3,000円	

※次のいずれかに該当するときは、使用料が減額又は免除となりますので「放課後児童クラブ使用料減免申請書」および添付書類を提出してください。

①生活保護世帯

②保護者が災害又は疾病等により負担能力を失ったと認められる場合

③ひとり親家庭等（母子・父子家庭および父又は母に代わって児童を養育する者）であり、かつ、市町村民税非課税世帯

※市町村民税は令和3年度（令和3年6月に決定）分です。

(2) 使用料の納入について

使用料は、毎月月末（休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落とします。延長利用料金は、翌月の月額使用料に合算して引き落とします。

(3) 使用料は入会時点で発生し、一度も出席がない場合や、月途中での入退会の場合でも1か月分の使用料となります。使用料の日割り計算は行いません。

(4) 退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

10. おやつ

おやつのは取り扱いは、次のとおりです。

配布対象児童	1～3年生	アレルギーがある方、その他の学年の希望者は各クラブへご相談ください。
おやつ代	月額1,000円	児童クラブで徴収します。
配布する日	月～金曜日に児童クラブから配布	学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）は各自持参してください。

11. 諸手続きについて（以下の(1)～(3)は児童クラブ又は学校教育課へ提出)

(1) 入会・退会申請、入会決定を取下げの場合

「入会・退会申請取下届」を提出してください。入会申請の取下届を提出されない場合は、入会月より使用料が発生します。

(2) 退会する場合

退会される月の月末（厳守）までに「退会届」を提出してください。退会日を遡ることはできません。退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

(3) 申請書の記載事項を変更する場合

入会申請時より申請書の記載事項を変更する方は、「放課後児童クラブ入会申込書記載事項変更届」を提出してください。勤務先が変更となる場合は「保育を必要とする証明（申立）書」を、指定口座を変更する場合は、「口座振替納付依頼書」を併せてご提出ください。



(4) 再入会する場合

一度退会され、年度内に再び入会を希望する方は、「放課後児童クラブ入会申込書（再入会用）」及び「保育を必要とする証明（申立）書」（申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効）を、再入会希望日の1か月前から7日前までに、学校教育課まで提出してください。

1.2. 傷害保険（加入は任意です）

(1) 保険加入料は、児童1人あたり年間800円（途中退会等の場合でも返金できません。）です。4月1日より加入を希望される方は、入会決定通知に同封する「児童クラブ傷害保険加入申込書」を指定する日までに児童クラブへ提出してください。4月1日以降は随時受け付けていますので加入申込書をご提出ください。

(2) 保険の給付内容は、次のとおりです。

通院1日につき	1,500円	入院・通院1日目から給付対象
入院1日につき	4,000円	

(3) 保険期間は保険適用日（提出日により異なる）から翌年3月31日までです。

(4) 災害や故意によるケガ等は保険の対象になりません。

(5) 4月1日の入会決定を受けた方が入会申請を取り下げられる場合、その期日によっては保険が有効となり、納付済みの保険料が返金できない場合があります。取り下げをされる場合は、入会決定通知書に同封しているスポーツ安全保険申込書の締切日までに「児童クラブ入会・退会申請取下届」を提出願います。

1.3. 児童の病気・事故

(1) 児童の急病や、事故等が発生した場合は、直ちに保護者へ連絡いたします。

(2) 緊急を要する場合、救急車を呼んで医師の診察を受けることもありますが、事故後の通院等は、保護者でお願いします。

(3) 児童が「学校感染症」にかかっている時は、小学校の基準に従ってください。なお、「学校感染症」により学級閉鎖又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は、児童クラブに出席できません。

1.4. 各児童クラブ

名称	連絡先	名称	連絡先
木津	72-7174	城山台（1号館）	72-5852
相楽	72-7143	城山台（2号館）	72-5859
高の原	72-7177	加茂	76-4186
相楽台	72-7499	南加茂台	76-8284
木津川台	73-3435	恭仁	76-8045
梅美台	73-3362	上狛	86-4007
州見台	72-9253	棚倉	86-5294

※児童クラブは、各小学校内にあります。（木津児童クラブは学校内と学校敷地西側に所在）

保育を必要とする証明（申立）書、口座振替納付依頼書について

	証明書の種別	対象者	証明依頼先	備考
保育を必要とする証明書	①就労証明書	会社員 公務員等	勤務先	
	②従事証明（確認）書	自営業者	商工会 商工会議所	商工会等に所属していない等の場合は、直近の確定申告書又は開業届の写しを添付
		農業従事者	農業委員会 委員	
	③出産申立書	産前産後 2か月の方	—	母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記入してあるページの写しを添付
	④疾病診断書・障がい申立書	疾病の方	医療機関	医師所見が「保育ができない」と記載されている場合のみ入会可能（診断書料は自己負担となります。）
		障がいをお持ちの方	—	手帳等の写しを添付
	⑤介護・看護申立書	介護・看護されている方	—	介護の場合は、介護保険被保険者証の要介護度が分かるページの写しを添付
⑥就学申立書	就学されている方	—	在学証明書又は入学許可証、履修科目が分かるものの写しを添付	
口座振替納付依頼書	ゆうちょ銀行以外	口座振替が利用できる金融機関は以下のとおりです。 南都銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫 京都銀行、京都やましろ農業協同組合、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、近畿労働金庫、奈良信用金庫		
	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行を指定される場合のみ、直接銀行窓口で手続きをしてください。 (払込先欄の記入方法)		
		ご加入者名	木津川市会計管理者	
		口座番号欄	01040-2-960173	
		払込開始日	入会月	
		払込金の種別欄	30（その他 放課後児童クラブ使用料）	
備考欄	児童クラブ名、児童名、生年月日			